

関東地方整備局告示第二百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年四月十一日

関東地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 県道笠間つくば線改築工事（茨城県つくば市国松字馬場内から同市国松字中道地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 茨城県つくば市国松字馬場及び字中道地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県つくば市国松字馬場内から同市国松字中道地内までの延長294mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道笠間つくば線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道笠間つくば線は、道路法第7条の規定により茨城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により茨城県が道路管理者となることなどから、起業者である茨城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道笠間つくば線は、茨城県笠間市を起点とし、石岡市を経てつくば市に至る延長39.9kmの幹線道路であり、県内有数の観光名所である筑波山へのアクセス道路としての機能をも有している。

本件区間に係る県道笠間つくば線（以下「現道」という。）は、この路線の終点部分に当り、つくば市国松地内の筑波参道入口交差点で県道筑西つくば線とT型に接続しているが、これより北130m先の地点でも、県道筑西つくば線と県道沼田下妻線がT型に接続しており、2つのT字交差点がくいちがい交差を形成しているにもかかわらず、これら交差点間への進入車両が多いため、安全かつ円滑な交通が妨げられている。

平成18年11月に起業者が実施した調査によると、つくば市国松地内において、現道の自動車交通量は7,911台 / 12h、県道筑西つくば線の自動車交通量は2つのT字交差点の間で12,364台 / 12h、県道沼田下妻線の自動車交通量は2,385台 / 12hとなっている。また、現道の渋滞長は、筑波参道入口交差点を先頭に筑波山方向へ800m、県道筑西つくば線の渋滞長は、筑波参道入口交差点を先頭に筑西市方向へ500m、同じく土浦市方向へ1,100mが確認されている。

本件事業の完成により、2つのT字交差点からなるくいちがい交差が解消され、1つの十字交差点となることから、安全かつ円滑な交通が確保され、交通渋滞の緩和に資するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、県道笠間つくば線より分岐したバイパス道路を県道筑西つくば線と県道沼田下妻線の交差点に接続するルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案と同様に県道笠間つくば線より分岐したバイパス道路を県道筑西つくば線と県道沼田下妻線の交差点に接続するルート延長が申請案より長いルート案、県道沼田下妻線より分岐したバイパス道路を筑波参道入口交差点に接続するルート案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も少なく支障物件がないこと、施工延長が最も短く施工の難易度も低いこと、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道、県道筑西つくば線及び県道沼田下妻線はくいちがい交差となっており、交通渋滞も発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

また、つくば市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県つくば市役所